

質問シートによる質問への回答（10月1日開催分）

① 宿泊税が4ヶ所目ということだが、この価格を決定された理由は？高すぎます。子供も無料にすべき。

A 本市の宿泊税は、金沢経済同友会や市議会からの提案を受けて検討を開始し、北陸新幹線開業による影響検証会議からも「京都市の制度を基本に導入を早急に検討する必要がある」との提言があったことから、市の検討案を議会や宿泊事業者の説明し、宿泊事業者のご意見やご要望を踏まえ、検討案を一部見直したうえで、議会に条例案を提出し、議決されたものです。

なお、先行自治体と同様に、宿泊税には年齢による課税免除規定はありませんが、添い寝利用等、宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

② 宿泊税の支払いの折に、お客様が拒否された場合どうなるのか。特に外国人の場合、言葉の問題もあり、納得しないことはなあなあは無いので、トラブルになることもあり得るのではないかと。

A 本市としても、宿泊税の周知徹底に努めてまいりますので、広報物等で宿泊客の方に納税の義務があることをご説明いただくとともに、宿泊料金と合わせて事前に徴収いただくなど、宿泊事業者の徴収のしやすい方法でご対応いただきますようお願いいたします。

なお、法令上は、仮に宿泊税が納税されなかった場合は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入した上で、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第4項）。

③ 0才～3才の幼児の場合、フトンをとらない場合でも1人900円をいただいています。が、こんな場合どうなるのか。

A 宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず課税されます。ご質問の場合、当該料金が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となります。

④ 連泊する宿泊者に対して、日付毎の人数を出すのが煩雑。連泊の方は、チェックイン時の日付で人数カウントをしてもよいかと。

A 連泊の場合の宿泊数については、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いいたします。

⑤ 長期滞在（2ヶ月～3ヶ月）の場合も課税されるのか（2ヶ月の場合・・・60日×200円＝12,000円）。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合、納税はする必要はありませんか。

A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

⑥ 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合は、納税は1,000円（（200円×5泊）+（0円×1泊））で良いのか。

A 宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されませんので、ご質問の場合の宿泊税は、ご認識のとおり1,000円となります。

⑦ 事業者に徴収するためにクレジットを求めてまで指導するならば、納入についてもクレジットで支払いができるようにすべきでは？

A 宿泊税については、宿泊料金と合わせて事前に徴収いただくなど、宿泊事業者の徴収のしやすい方法でご対応いただきますようお願いいたします。

なお、現在、宿泊税を含め、金沢市税においてクレジットカードでの納付（納入）はできませんが、納税者の利便性の向上のため、クレジットカード納付（納入）を含めた納税環境のあり方について、検討してまいります。

⑧ 個人で経営しています。よく分からず不安です。納税するにあたって、個別に、無料で、税理士さんをお願いできると助かります。

A 市として、税理士を通じた納税制度を設ける予定はありませんが、納税に関してご不明な点がありましたら、税務課までお問い合わせください。

⑨ 宿泊税の特例の対象について、2019年4月～6月は特例の対象であっても、毎月支払うという認識でよいのか？

A 経過措置期間における申告又は納入の期限の特例については、最短で7月宿泊分（8月申告分）から申請が可能となりますので、承認を受ける前までの宿泊分の申告及び納入については、月ごとに行っていただく必要があります。

例えば、7月10日に申請し、同月20日に承認となった場合は、最短の7月宿泊分（8月申告分）から特例が適用されますので、4月から6月までの宿泊に係る申告及び納入は、毎月行っていただくこととなります。また、7月25日に申請し、8月10日に承認となった

場合は、8月宿泊分（9月申告分）から特例が適用されますので、4月から7月までの宿泊に係る申告及び納入を毎月行っていただくこととなります。

⑩ 納入申告書と宿泊税月計表は、Excel等の指定フォーマットに入力して、メールで提出することは可能でしょうか。

A 納入申告書及び宿泊税月計表については、紙媒体での提出をお願いいたします。

なお、納入申告書については、納入書と合わせて本市よりお送りするほか、宿泊税月計表と合わせて、様式データをホームページに掲載する予定としておりますので、ご活用ください。

⑪ 宿泊税特別徴収事務の手引16ページに「12月の申告及び納入の期限は、法令等に基づき、…翌年1月4日として取り扱います。」とありますが、これは、11月宿泊分における申告のことを指すのでしょうか。それとも、12月宿泊分における申告のことを指すのでしょうか。

A 手引16ページ記載のご指摘の箇所については、11月宿泊分における12月申告及び納入の期限を説明したものとなります。宿泊税の申告及び納入の期限は、原則として翌月の末日であり、11月宿泊分における申告及び納入の期限は、12月の末日ということになりますが、法令等に基づき、当該期限を翌年1月4日として取り扱うものです。

⑫ 特別徴収義務者登録申請書と異なる印を申告書に押印することは可能か。

A 内容によっては、特別徴収義務者の個別指定や納税管理人の申告が必要となる場合があることから、個別の理由を伺った上で対応いたしますので、税務課までお問い合わせください。

⑬ AirbnbやBooking.com等のサイトから宿泊税が徴収できるようなシステムを作ってください。

A 宿泊税を導入している他の自治体とも情報共有をしながら、宿泊事業者の事務負担を軽減できる方策について検討してまいります。

⑭ 説明会で話した罰則について、「悪意がない場合」、「間違えた場合」は処罰しないと記載してください。罰則、処分すべきは、私達ホテルではなくて、宿泊税の支払いを拒否した観光客ではないですか。宿泊税を支払わなかった観光客に罰金刑を作るべきではないですか。

A 罰則については、納税管理人に係る不申告に関する過料を除き、司法機関である裁判所が科すものであり、行政機関である金沢市が科すものではありませんが、罰則が適用されることのないよう、宿泊事業者への連絡や周知に努めるほか、申告や納入に関する相談をいただければ、個別に対応してまいります。

また、宿泊税の罰則については、法令等に基づき取り扱うことから、納税者に対する罰則はありませんが、宿泊税の納付についてご理解いただけるよう、今後も周知に努めてまいります。

⑮ 市の事業の補助について、宿泊業は除外されている。税金を集めるのであれば、それらの除外をやめてください。

A 市の補助制度については、目的に適した制度としております。ご指摘の補助制度について、具体的にお示しください。

⑯ 宿泊税をゲストに告知するのに必要な経費を負担して頂けるのか？

- ・ HP内の表示にかかる費用
- ・ 館内にポスターを掲示する為のフレーム代金
- ・ 館内の掲示（クロス等）を繰り返すとクロスが汚れたり、穴が開いたりします。その為に貼り替えも必要になってきます。

A 宿泊税の徴収、申告、納入等について事務的な負担をおかけすることとなるため、先行自治体においては、宿泊事業者に納入金額の一定割合を別途交付することとしており、加えて、当初の5年間は導入に係る負担に配慮して一定の上乗せをしています。本市としては、それらの事例を参考に仕組みを考えているところです。

なお、ポスター等の広報物については、説明会にてお渡ししているところですが、数が不足する場合は、税務課までご連絡ください。

※ 東京都、大阪府、京都市（予定）：宿泊税納入額の2.5%（当初5年間は3.0%）

⑰ 帳簿の保管について、現在エクセルを使用して帳簿を作成しているのですが、このデータを印刷し、紙媒体で保管することは可能ですか。マイクロフィルム化にかかる費用がもったいないので。

A 紙媒体で保管することは可能です。

なお、帳簿の備付けや書類の保存の電子化は、希望される方のみが対象となります。

⑱ 許可番号は当旅館で不明ですので、教えていただきたい。

A 許可番号は、旅館営業の許可を受けた際に交付された許可書をご確認ください。

⑲ わからない事がたくさんありますが、私が市役所に出向けば個別で対応して頂けますか？

A 宿泊税の徴収事務についてご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。

⑳ 宿泊税の用途として、曖昧な3点をあげているが、これに関係するのは宿泊業だけではなく、飲食店、お土産物店、観光バス、タクシー、一般市民など市全体ではないのか。なぜ宿泊業からだけ取るのか。

A 宿泊客の方は日帰り客の方より滞在期間が長く、行政サービスの受益の度合いが大きいこと、市外の方が中心であること、課税対象を正しく把握できることなどから、すべての宿泊客の方に広く宿泊税の負担をお願いするものです。